

公益社団法人京都モデルフォレスト協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人京都モデルフォレスト協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、森林から恵みを受けるすべての府民の参画と協働で京都の森林を守り育てる京都モデルフォレスト運動等を展開することにより、人と森林との新しい共生関係を築き、もって良好な地域環境の形成と持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 森林づくり基金（地域の森林づくり活動を支援するための資金）への寄付の呼びかけ及び基金を活用した京都の森林づくりの推進に関する事業
- (2) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金法第6条に規定する森林整備等に関する事業
- (3) 京都モデルフォレスト運動推進のための普及啓発事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(法人の構成)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体又は個人
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第 11 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総会

(構 成)

第 12 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年度 5 月又は 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。
(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。
(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した 2 名以上の理事が、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 25 名以内
- (2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長、3 名以内を副理事長とし、1 名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 5 章 特別顧問及び顧問

(特別顧問及び顧問)

第 27 条 この法人に特別顧問及び顧問を置くことができる。

2 特別顧問及び顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 特別顧問は、重要な事項について助言を行う。

4 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 森林づくり基金運営委員会

(運営委員会の設置)

第 34 条 この法人に、森林づくり運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 森林づくり基金活用事業に関する事業実施計画の審議

(2) 森林づくり基金の効果的活用等についての提案

(組 織)

第 35 条 運営委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、森林づくり等に関する学識経験を有する者等のうちから、理事長が任命し、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営委員会委員長)

第 36 条 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 運営委員会委員長は、運営委員会の会務を総括する。

3 運営委員会の議長は、運営委員会委員長がこれに当たる。

4 運営委員会委員長に事故があるときは、委員のうちから運営委員会委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(委 任)

第 37 条 この章に規定するもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

第 8 章 緑の募金運営協議会

(運営協議会の設置)

第 38 条 この法人に、緑の募金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 緑の募金の募金活動計画の審議

(2) 緑の募金による事業計画の審議

(3) 緑の募金の推進についての提案

(組 織)

第 39 条 運営協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、森林づくり等に関する学識経験を有する者等の中から、京都府知事の認可を受けて、理事長が任命し、その任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営協議会委員長)

第 40 条 運営協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 運営協議会委員長は、運営協議会の会務を総括する。

3 運営協議会の議長は、運営協議会委員長がこれに当たる。

4 運営協議会委員長に事故があるときは、委員のうちから運営協議会委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(委 任)

第 41 条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置

き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又

は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 49 条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、京都府内において発行する京都新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は柏原康夫、副理事長は日高敏隆及び小石原範和とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。